

令和8年度 文教委員会資料

【議案第110号】

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和8年8月26日)

市民スポーツ室

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○川崎市スポーツ・文化総合センター条例
平成26年 3 月27日 条例第 6 号

別表（第10条関係）
1 体育館利用料
（1） 施設専用利用料

種別				金額				
				午前	午後 1	午後 2	夜間	全日
				9 時～ 12 時	0 時10 分～ 3 時10 分	3 時20 分～ 6 時20 分	6 時30 分～ 9 時30 分	9 時～ 9 時30 分
大 体 育 室	アマ チュ アス ポー ツに 利用 する 場合	入場料 を徴収 しない 場合	全面 利用	<u>10,070</u> 円	<u>12,100</u> 円	<u>13,660</u> 円	<u>15,450</u> 円	<u>45,910</u> 円
			半面 利用	<u>5,030</u> 円	<u>6,050</u> 円	<u>6,830</u> 円	<u>7,720</u> 円	<u>22,950</u> 円
	その他の 催物 に利 用す る場 合	入場料 を徴収 する場 合	全面 利用	<u>30,360</u> 円	<u>36,630</u> 円	<u>41,100</u> 円	<u>46,480</u> 円	<u>138,130</u> 円
			興行に利用す る場合	<u>101,600</u> 円	<u>122,560</u> 円	<u>137,460</u> 円	<u>155,380</u> 円	<u>461,360</u> 円
			見本市、商品 展示会その他 これらに類す ることに利用 する場合	<u>40,550</u> 円	<u>48,840</u> 円	<u>54,780</u> 円	<u>62,060</u> 円	<u>184,400</u> 円

改正前

○川崎市スポーツ・文化総合センター条例
平成26年 3 月27日 条例第 6 号

別表（第10条関係）
1 体育館利用料
（1） 施設専用利用料

種別				金額				
				午前	午後 1	午後 2	夜間	全日
				9 時～ 12 時	0 時10 分～ 3 時10 分	3 時20 分～ 6 時20 分	6 時30 分～ 9 時30 分	9 時～ 9 時30 分
大 体 育 室	アマ チュ アス ポー ツに 利用 する 場合	入場料 を徴収 しない 場合	全面 利用	<u>9,160</u> 円	<u>11,000</u> 円	<u>12,420</u> 円	<u>14,050</u> 円	<u>41,750</u> 円
			半面 利用	<u>4,580</u> 円	<u>5,500</u> 円	<u>6,210</u> 円	<u>7,020</u> 円	<u>20,870</u> 円
	その他の 催物 に利 用す る場 合	入場料 を徴収 する場 合	全面 利用	<u>27,600</u> 円	<u>33,300</u> 円	<u>37,370</u> 円	<u>42,260</u> 円	<u>125,580</u> 円
			興行に利用す る場合	<u>92,370</u> 円	<u>111,420</u> 円	<u>124,970</u> 円	<u>141,260</u> 円	<u>419,420</u> 円
			見本市、商品 展示会その他 これらに類す ることに利用 する場合	<u>36,870</u> 円	<u>44,400</u> 円	<u>49,800</u> 円	<u>56,420</u> 円	<u>167,640</u> 円

改正後								改正前																											
			集会、式典その他に利用する場合	<u>20,270</u> 円	<u>24,310</u> 円	<u>27,330</u> 円	<u>31,030</u> 円	<u>92,090</u> 円				集会、式典その他に利用する場合	<u>18,430</u> 円	<u>22,100</u> 円	<u>24,850</u> 円	<u>28,210</u> 円	<u>83,720</u> 円																		
練習場			<u>6,270</u> 円	<u>7,280</u> 円	<u>8,170</u> 円	<u>9,290</u> 円	<u>27,890</u> 円		練習場			<u>5,700</u> 円	<u>6,620</u> 円	<u>7,430</u> 円	<u>8,450</u> 円	<u>25,360</u> 円																			
武道室 1			<u>1,780</u> 円	<u>2,120</u> 円	<u>2,460</u> 円	<u>2,790</u> 円	<u>8,390</u> 円		武道室 1			<u>1,620</u> 円	<u>1,930</u> 円	<u>2,240</u> 円	<u>2,540</u> 円	<u>7,630</u> 円																			
武道室 2			<u>1,780</u> 円	<u>2,120</u> 円	<u>2,460</u> 円	<u>2,790</u> 円	<u>8,390</u> 円		武道室 2			<u>1,620</u> 円	<u>1,930</u> 円	<u>2,240</u> 円	<u>2,540</u> 円	<u>7,630</u> 円																			
研修室 1			<u>1,780</u> 円	<u>1,780</u> 円	<u>1,900</u> 円	<u>2,340</u> 円	<u>7,050</u> 円		研修室 1			<u>1,620</u> 円	<u>1,620</u> 円	<u>1,730</u> 円	<u>2,130</u> 円	<u>6,410</u> 円																			
研修室 2			<u>1,780</u> 円	<u>1,780</u> 円	<u>1,900</u> 円	<u>2,340</u> 円	<u>7,050</u> 円		研修室 2			<u>1,620</u> 円	<u>1,620</u> 円	<u>1,730</u> 円	<u>2,130</u> 円	<u>6,410</u> 円																			
選手控室 1			<u>1,110</u> 円	<u>1,230</u> 円	<u>1,340</u> 円	<u>1,450</u> 円	<u>4,690</u> 円		選手控室 1			<u>1,010</u> 円	<u>1,120</u> 円	<u>1,220</u> 円	<u>1,320</u> 円	<u>4,270</u> 円																			
選手控室 2			<u>1,110</u> 円	<u>1,230</u> 円	<u>1,340</u> 円	<u>1,450</u> 円	<u>4,690</u> 円		選手控室 2			<u>1,010</u> 円	<u>1,120</u> 円	<u>1,220</u> 円	<u>1,320</u> 円	<u>4,270</u> 円																			
役員室 1			<u>440</u> 円	<u>550</u> 円	<u>670</u> 円	<u>780</u> 円	<u>2,340</u> 円		役員室 1			<u>400</u> 円	<u>500</u> 円	<u>610</u> 円	<u>710</u> 円	<u>2,130</u> 円																			
役員室 2			<u>440</u> 円	<u>550</u> 円	<u>670</u> 円	<u>780</u> 円	<u>2,340</u> 円		役員室 2			<u>400</u> 円	<u>500</u> 円	<u>610</u> 円	<u>710</u> 円	<u>2,130</u> 円																			
弓道場	入場料を徴収しない場合		1 回 4 時間まで					<u>5,590</u> 円	弓道場	入場料を徴収しない場合		1 回 4 時間まで					<u>5,090</u> 円																		
	入場料を徴収する場合		1 回 4 時間まで					<u>33,600</u> 円		入場料を徴収する場合		1 回 4 時間まで					<u>30,550</u> 円																		
備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に大体育室、練習場、武道室 1、武道室 2、研修室 1、研修室 2、選手控室 1、選手控室 2、役員室 1 又は役員室 2（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の 2 割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 2 第 7 条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後 9 時30分から午前 9 時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利																		備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に大体育室、練習場、武道室 1、武道室 2、研修室 1、研修室 2、選手控室 1、選手控室 2、役員室 1 又は役員室 2（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の 2 割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 2 第 7 条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後 9 時30分から午前 9 時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利																	

改正後	改正前																																				
用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 3 午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 （2） 設備専用利用料 <table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>舞台設備（移動ステージに限る。）</td><td>1式 1日</td><td><u>56,010円</u></td></tr><tr><td>舞台設備（移動ステージを除く。）</td><td>1台、1本その他1単位 1日</td><td><u>2,230円</u></td></tr><tr><td>放送設備</td><td>1式、1卓、1本その他1単位 1回</td><td><u>5,590円</u></td></tr><tr><td>スポーツ設備</td><td>1組、1台、1枚その他1単位 1回</td><td><u>1,110円</u></td></tr><tr><td>その他設備</td><td>1キロワットその他1単位 1 回</td><td><u>1,670円</u></td></tr></table> 備考 1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。 2 午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回とし	種別	単位	金額	舞台設備（移動ステージに限る。）	1式 1日	<u>56,010円</u>	舞台設備（移動ステージを除く。）	1台、1本その他1単位 1日	<u>2,230円</u>	放送設備	1式、1卓、1本その他1単位 1回	<u>5,590円</u>	スポーツ設備	1組、1台、1枚その他1単位 1回	<u>1,110円</u>	その他設備	1キロワットその他1単位 1 回	<u>1,670円</u>	用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 3 午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 （2） 設備専用利用料 <table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>舞台設備（移動ステージに限る。）</td><td>1式 1日</td><td><u>50,920円</u></td></tr><tr><td>舞台設備（移動ステージを除く。）</td><td>1台、1本その他1単位 1日</td><td><u>2,030円</u></td></tr><tr><td>放送設備</td><td>1式、1卓、1本その他1単位 1回</td><td><u>5,090円</u></td></tr><tr><td>スポーツ設備</td><td>1組、1台、1枚その他1単位 1回</td><td><u>1,010円</u></td></tr><tr><td>その他設備</td><td>1キロワットその他1単位 1 回</td><td><u>1,520円</u></td></tr></table> 備考 1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。 2 午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回とし	種別	単位	金額	舞台設備（移動ステージに限る。）	1式 1日	<u>50,920円</u>	舞台設備（移動ステージを除く。）	1台、1本その他1単位 1日	<u>2,030円</u>	放送設備	1式、1卓、1本その他1単位 1回	<u>5,090円</u>	スポーツ設備	1組、1台、1枚その他1単位 1回	<u>1,010円</u>	その他設備	1キロワットその他1単位 1 回	<u>1,520円</u>
種別	単位	金額																																			
舞台設備（移動ステージに限る。）	1式 1日	<u>56,010円</u>																																			
舞台設備（移動ステージを除く。）	1台、1本その他1単位 1日	<u>2,230円</u>																																			
放送設備	1式、1卓、1本その他1単位 1回	<u>5,590円</u>																																			
スポーツ設備	1組、1台、1枚その他1単位 1回	<u>1,110円</u>																																			
その他設備	1キロワットその他1単位 1 回	<u>1,670円</u>																																			
種別	単位	金額																																			
舞台設備（移動ステージに限る。）	1式 1日	<u>50,920円</u>																																			
舞台設備（移動ステージを除く。）	1台、1本その他1単位 1日	<u>2,030円</u>																																			
放送設備	1式、1卓、1本その他1単位 1回	<u>5,090円</u>																																			
スポーツ設備	1組、1台、1枚その他1単位 1回	<u>1,010円</u>																																			
その他設備	1キロワットその他1単位 1 回	<u>1,520円</u>																																			

改正後						改正前					
て扱う。						て扱う。					
(3) 冷暖房設備専用利用料						(3) 冷暖房設備専用利用料					
種別		単位		金額		種別		単位		金額	
冷暖房設備（大体育室）		1 時間		5,360円		冷暖房設備（大体育室）		1 時間		4,880円	
(4) 個人利用料						(4) 個人利用料					
種別		金額				種別		金額			
		午前	午後 1	午後 2	夜間			午前	午後 1	午後 2	夜間
		9 時～12 時	0 時10分 ～ 3 時10分	3 時20分 ～ 6 時20分	6 時30分 ～ 9 時30分			9 時～12 時	0 時10分 ～ 3 時10分	3 時20分 ～ 6 時20分	6 時30分 ～ 9 時30分
大体育室 練習場 武道室 1 武道室 2 研修室 1 研修室 2	6 歳以上18歳未満の者（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）入学前の者を除き、18歳以上の高校生（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）を含む。	160円	160円	160円	160円	大体育室 練習場 武道室 1 武道室 2 研修室 1 研修室 2	6 歳以上18歳未満の者（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）入学前の者を除き、18歳以上の高校生（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）を含む。	150円	150円	150円	150円

改正後							改正前								
		む。)							む。)						
		18歳以上の者 (高校生を除く。)	330円	330円	330円	330円			18歳以上の者 (高校生を除く。)	300円	300円	300円	300円		
	弓道場	12歳以上18歳未満の者(小学生(小学校に在学する者をいう。以下同じ。))を除き、18歳以上の高校生を含む。)	1人1回3時間まで 160円					弓道場		12歳以上18歳未満の者(小学生(小学校に在学する者をいう。以下同じ。))を除き、18歳以上の高校生を含む。)	1人1回3時間まで 150円				
		18歳以上の者 (高校生を除く。)	1人1回3時間まで 330円							18歳以上の者 (高校生を除く。)	1人1回3時間まで 300円				
	種別		基本料金		超過料金			種別		基本料金		超過料金			
トレーニング室	12歳以上18歳未満の者(小学生を除き、18歳以上の高校生を含む。)	1人1回3時間まで	超過時間30分までごとに				トレーニング室		12歳以上18歳未満の者(小学生を除き、18歳以上の高校生を含む。)	1人1回3時間まで	超過時間30分までごとに				
			160円	26円						150円	25円				
	18歳以上の者 (高校生を除く。)	1人1回3時間まで	超過時間30分までごとに						18歳以上の者 (高校生を除く。)	1人1回3時間まで	超過時間30分までごとに				
			330円	55円						300円	50円				

2 ホール利用料

(1) 施設利用料

種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日

種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日

改正後						改正前					
		9 時～12 時	1 時～4 時30分	5 時30分～9 時30分	9 時～9 時30分			9 時～12 時	1 時～4 時30分	5 時30分～9 時30分	9 時～9 時30分
ホール	入場料を徴収しない場合	<u>87,380円</u>	<u>132,530円</u>	<u>174,760円</u>	<u>355,150円</u>	ホール	入場料を徴収しない場合	<u>79,440円</u>	<u>120,490円</u>	<u>158,880円</u>	<u>322,870円</u>
	3,000円未満の入場料を徴収する場合	<u>131,070円</u>	<u>198,740円</u>	<u>262,160円</u>	<u>532,730円</u>		3,000円未満の入場料を徴収する場合	<u>119,160円</u>	<u>180,680円</u>	<u>238,330円</u>	<u>484,300円</u>
	3,000円以上の入場料を徴収する場合	<u>174,760円</u>	<u>265,070円</u>	<u>349,540円</u>	<u>710,420円</u>		3,000円以上の入場料を徴収する場合	<u>158,880円</u>	<u>240,980円</u>	<u>317,770円</u>	<u>645,840円</u>
楽屋 1		<u>2,010円</u>	<u>3,020円</u>	<u>4,020円</u>	<u>8,060円</u>	楽屋 1		<u>1,830円</u>	<u>2,750円</u>	<u>3,660円</u>	<u>7,330円</u>
楽屋 2		<u>2,010円</u>	<u>3,020円</u>	<u>4,020円</u>	<u>8,060円</u>	楽屋 2		<u>1,830円</u>	<u>2,750円</u>	<u>3,660円</u>	<u>7,330円</u>
楽屋 3		<u>1,450円</u>	<u>2,230円</u>	<u>3,020円</u>	<u>6,050円</u>	楽屋 3		<u>1,320円</u>	<u>2,030円</u>	<u>2,750円</u>	<u>5,500円</u>
楽屋 4		<u>1,450円</u>	<u>2,230円</u>	<u>3,020円</u>	<u>6,050円</u>	楽屋 4		<u>1,320円</u>	<u>2,030円</u>	<u>2,750円</u>	<u>5,500円</u>
楽屋 5		<u>1,450円</u>	<u>2,230円</u>	<u>3,020円</u>	<u>6,050円</u>	楽屋 5		<u>1,320円</u>	<u>2,030円</u>	<u>2,750円</u>	<u>5,500円</u>
楽屋 6		<u>1,450円</u>	<u>2,230円</u>	<u>3,020円</u>	<u>6,050円</u>	楽屋 6		<u>1,320円</u>	<u>2,030円</u>	<u>2,750円</u>	<u>5,500円</u>
楽屋 7		<u>780円</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,670円</u>	<u>3,240円</u>	楽屋 7		<u>710円</u>	<u>1,120円</u>	<u>1,520円</u>	<u>2,950円</u>
楽屋 8		<u>780円</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,670円</u>	<u>3,240円</u>	楽屋 8		<u>710円</u>	<u>1,120円</u>	<u>1,520円</u>	<u>2,950円</u>
楽屋 9		<u>780円</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,670円</u>	<u>3,240円</u>	楽屋 9		<u>710円</u>	<u>1,120円</u>	<u>1,520円</u>	<u>2,950円</u>
楽屋10		<u>780円</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,670円</u>	<u>3,240円</u>	楽屋10		<u>710円</u>	<u>1,120円</u>	<u>1,520円</u>	<u>2,950円</u>
楽屋控室		<u>1,670円</u>	<u>2,570円</u>	<u>3,460円</u>	<u>6,940円</u>	楽屋控室		<u>1,520円</u>	<u>2,340円</u>	<u>3,150円</u>	<u>6,310円</u>
リハーサル室	ホールの利用を伴う場合	<u>8,840円</u>	<u>13,440円</u>	<u>17,690円</u>	<u>35,950円</u>	リハーサル室	ホールの利用を伴う場合	<u>8,040円</u>	<u>12,220円</u>	<u>16,090円</u>	<u>32,690円</u>
	ホールの利用を伴わない場合	<u>17,690円</u>	<u>26,880円</u>	<u>35,390円</u>	<u>71,910円</u>		ホールの利用を伴わない場合	<u>16,090円</u>	<u>24,440円</u>	<u>32,180円</u>	<u>65,380円</u>

改正後				
練習室 1	2, 120円	2, 570円	2, 900円	6, 830円
練習室 2	1, 560円	1, 780円	2, 120円	4, 920円

備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用するときは、規定利用料の 2 割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（10円未満の端数は、切り捨てる。）にその超えて利用する時間（1 時間に満たないときは、これを 1 時間とする。）を乗じて得た額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

(1) 午前 0 時から午前 9 時まで 夜間の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額。以下この項において同じ。）の45分の10

(2) 午前 9 時から正午まで 午前の規定利用料の30分の10

(3) 正午から午後 4 時30分まで 午後の規定利用料の35分の10

(4) 午後 4 時30分から午後12時まで 夜間の規定利用料の45分の10

(2) 設備利用料

種別	単位	金額
ピアノ	1 台 1 回	16, 790円
その他設備	1 台、1 式、1 列、1 脚、1 本、1 個、1 枚、1 張、1 双、1 キロワットその他 1 単位 1 回	22, 400円

備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ 1 回として扱う。

2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の

改正前				
練習室 1	1, 930円	2, 340円	2, 640円	6, 210円
練習室 2	1, 420円	1, 620円	1, 930円	4, 480円

備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用するときは、規定利用料の 2 割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（10円未満の端数は、切り捨てる。）にその超えて利用する時間（1 時間に満たないときは、これを 1 時間とする。）を乗じて得た額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

(1) 午前 0 時から午前 9 時まで 夜間の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額。以下この項において同じ。）の45分の10

(2) 午前 9 時から正午まで 午前の規定利用料の30分の10

(3) 正午から午後 4 時30分まで 午後の規定利用料の35分の10

(4) 午後 4 時30分から午後12時まで 夜間の規定利用料の45分の10

(2) 設備利用料

種別	単位	金額
ピアノ	1 台 1 回	15, 270円
その他設備	1 台、1 式、1 列、1 脚、1 本、1 個、1 枚、1 張、1 双、1 キロワットその他 1 単位 1 回	20, 370円

備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ 1 回として扱う。

2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の

改正後					改正前				
設備利用料の額は、その超えて利用する時間 1 時間（1 時間に満たないときは、これを 1 時間とする。）につき、規定利用料の 3 割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。					設備利用料の額は、その超えて利用する時間 1 時間（1 時間に満たないときは、これを 1 時間とする。）につき、規定利用料の 3 割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。				
3 会議室利用料					3 会議室利用料				
(1) 施設利用料					(1) 施設利用料				
種別	金額				種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	9 時～12 時	1 時～ 4 時30分	5 時30分～ 9 時30分	9 時～ 9 時30分		9 時～12 時	1 時～ 4 時30分	5 時30分～ 9 時30分	9 時～ 9 時30分
会議室 1	2,460円	2,900円	3,350円	8,710円	会議室 1	2,240円	2,640円	3,050円	7,930円
会議室 2	2,460円	2,900円	3,350円	8,710円	会議室 2	2,240円	2,640円	3,050円	7,930円
会議室 3	2,460円	2,900円	3,350円	8,710円	会議室 3	2,240円	2,640円	3,050円	7,930円
会議室 4	2,460円	2,900円	3,350円	8,710円	会議室 4	2,240円	2,640円	3,050円	7,930円
会議室 5	1,780円	2,120円	2,460円	6,360円	会議室 5	1,620円	1,930円	2,240円	5,790円
会議室 6	1,780円	2,120円	2,460円	6,360円	会議室 6	1,620円	1,930円	2,240円	5,790円
会議室 7	1,780円	2,120円	2,460円	6,360円	会議室 7	1,620円	1,930円	2,240円	5,790円
会議室 8	1,560円	1,780円	2,120円	5,460円	会議室 8	1,420円	1,620円	1,930円	4,970円
備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用するときは、規定利用料の 2 割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用するときは、規定利用料の 2 割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。				
2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（10円未満の端数は、切り捨てる。）にその超えて利用する時間（1 時間に満たないときは、これを 1 時間とする。）を乗じて得た額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料					2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（10円未満の端数は、切り捨てる。）にその超えて利用する時間（1 時間に満たないときは、これを 1 時間とする。）を乗じて得た額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料				

改正後	改正前								
は、無料とする。 (1) 午前0時から午前9時まで 夜間の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額。以下この項において同じ。）の45分の10 (2) 午前9時から正午まで 午前の規定利用料の30分の10 (3) 正午から午後4時30分まで 午後の規定利用料の35分の10 (4) 午後4時30分から午後12時まで 夜間の規定利用料の45分の10 (2) 設備利用料 <table border="1"> <tr> <th>単位</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>1本、1台、1式、1脚その他1単位 1回</td><td>5,590円</td></tr> </table> 備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。 2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、その超えて利用する時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、規定利用料の3割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。	単位	金額	1本、1台、1式、1脚その他1単位 1回	5,590円	は、無料とする。 (1) 午前0時から午前9時まで 夜間の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額。以下この項において同じ。）の45分の10 (2) 午前9時から正午まで 午前の規定利用料の30分の10 (3) 正午から午後4時30分まで 午後の規定利用料の35分の10 (4) 午後4時30分から午後12時まで 夜間の規定利用料の45分の10 (2) 設備利用料 <table border="1"> <tr> <th>単位</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>1本、1台、1式、1脚その他1単位 1回</td><td>5,090円</td></tr> </table> 備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。 2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、その超えて利用する時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、規定利用料の3割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。	単位	金額	1本、1台、1式、1脚その他1単位 1回	5,090円
単位	金額								
1本、1台、1式、1脚その他1単位 1回	5,590円								
単位	金額								
1本、1台、1式、1脚その他1単位 1回	5,090円								